

令和3年 第11回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和3年11月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時00分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	欠席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	出席
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	欠席
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	出席

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：8名 欠席：3名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員8人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第11回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に7番委員並びに8番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案 農地法第3条について議題といたします。3条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>3 ページ番号 1 をご覧ください。</p> <p>受人 大字〇〇〇番地△△△ 〇〇 〇〇 渡人 〇〇町大字〇〇〇△△△△ 〇〇 〇〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇△△△番地 地目 畑 面積 280 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 12,903 m² 借受地 19,539 m² 貸付地 0 m² 取得状況 令和 2 年 8 月 14 日 相続 不耕作 無 家族数 6 従農数 3 経態 専業 位置 農用地区域外 自宅から 0.5 km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。</p> <p>4 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇内の農地で、現在は保全管理されております。</p> <p>受人の年齢は現在 81 歳の専業農家であり、主に米、麦、ねぎを生産されております。</p> <p>受人の農業従事日数は 250 日で、受人の妻、息子も農業に常時従事しているとのことです。</p> <p>申請地の西側〇〇〇△△△－△は受人の自己所有農地でございます。</p> <p>申請に至った経緯ですが、渡人は相続で譲り受けたが耕作できないため、受人は申請地を所有地にできれば畑の形状が良くなるため、麦の生産向上が図れるためとのことで話がまとまったとのことです。</p> <p>以上、3 条の番号 1 の案件になります。ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>3 条の番号 1 を審議いたします。3 番委員より補足説明をお願いします。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>推進委員東兎玉 1 番と現地確認をしてきました。昨年も申請地の隣の農地を取得しておりますので特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、推進委員東兎玉 1 番は欠席ですので意見は割愛させていただきます。</p> <p>その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。</p>

	<p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。5番委員</p>
5番委員	<p>昨年に申請地の隣を取得したときに、そこに木があるので撤去するという話ではなかったでしょうか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>昨年に農地を取得したときにそういった話があったことは定かではないのですが、自宅の前の畑に植木や門があったため、そこは是正していただき畑の状態に戻していただきました。</p>
議長	<p>その他農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページ番号2をご覧ください。</p> <p>こちらは9月の農業委員会総会で報告させていただきました、農地中間管理機構が行う農地売買等事業での申請になります。農地売買等事業とは経営規模を縮小又は、離農する農家から農地を買い入れて、経営規模を拡大し作業の効率化による経営の安定を図ろうとする農業者に対し農地を売り渡す事業でございます。</p> <p>9月の農業委員会総会で報告させていただきました届出により、農地所有者から農地中間管理機構に農地が所有権移転しました。そして今回は、農地中間管理機構から農業者に対して農地を売り渡す申請でございます。</p> <p>審査につきまして、皆様には通常の3条の許可要件と同じようにご審議していただければと思います。よろしくをお願いいたします。</p>

それでは説明させていただきます。

番号 2 受人 ○○市○○町○○△△△△番 ○○ ○○ 渡人 ○○市大字○○○△△△番地△ 公益社団法人 ○○○○ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○○字○○△△番△、畑、48 m²、△△番、畑、2,303 m²、△△△番、田、1,984 m²、大字○○○字○○○△△△番△、田、3,403 m²、△△△番△、田、41 m²、大字○○○字○○○△△△番、畑、735 m²、合計 8,514 m² 権利の内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 24,075 m² 借受地 5,811 m² 貸付地 0 m² 取得状況 令和 3 年 9 月 14 日 売買 不耕作 無 家族数 4 従農数 4 経態 専業 位置 すべて農用地区域 自宅から 3.5~4 キロ △△番△、△△番、△△△番は取得前、取得後ともに畑 △△△番、△△△番△、△△△番△は取得前、取得後ともに田。

農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。

5 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。6 ページ、7 ページも申請地の公図の写しとなっております。

申請地は、○○○地内の農地で、現在は保全管理、また一部少し営農されておりました。

受人の年齢は現在 55 歳の専業農家であり、主に米、麦、ねぎを生産されております。

受人の農業従事日数は 300 日で、受人以外にも父、母、息子が農業に常時従事しているとのこと。

申請に至った経緯ですが、渡人は農地売買事業を実施するため、受人は米麦を中心に経営規模を拡大したいとのこと。

以上、3 条の番号 2 の案件になります。ご審議をお願いします。

議 長

3 条の規定による番号 2 を審議いたします。8 番委員より補足説明をお願いします。

8 番委員

先日現地確認をしてきました。申請地はきれいにされておりました。特に問題はありませのでご審議お願いいたします。

議 長

次に、推進委員東兎玉 3 番より意見がありましたらお願いいたします。

<p>推進委員 東児玉 3 番</p>	<p>先日現地を確認してきました。特に問題はないと思いますのでご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。松久 1 番</p>
<p>推進委員 松久 1 番</p>	<p>今回のように中間管理機構を通して売買すると税金は優遇されるのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地売買等事業を利用すると、土地所有者は譲渡所得の特別控除が受けられる、受人の方は登録免許税が軽減される、不動産所得税の一部が控除されるということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。5 番委員</p> <p>受人が耕作している農地の前を耕作しているのですが、水を出しっぱなしにしており、管理が杜撰なので注意をしていただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局は受人に、指導をお願いいたします。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。3 番委員</p> <p>受人は以前も農地を取得された時に、水の管理のことが問題になったと思います。かなり多くの面積を耕作されていて大変だとは思いますが近隣の農地の方に、迷惑がかからないように注意をしていただきたいと思います。</p>

議 長	事務局は、書面で受人に通知してください。 他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。6番委員
6番委員	できれば地元の農家の方に農地が集約できればいいとは思っていますが、どういった経緯で申請に至ったのか教えていただきたい。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	事務局の方で、渡人に話を聞いたところ、農地中間管理機構が斡旋したわけではなく、農地所有者と受人との間で話がまとまり3条の申請をするにあたり、農地売買等事業を活用して農地を取得することになったと伺っております。
議 長	農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。1番委員
1番委員	受人は、付近状況図の中では申請地以外には耕作しているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	今回の申請地の〇〇〇地内は、耕作はしていないようです。
1番委員	また、話は変わりますが、中間管理事業が農地を売るのに最初から所有者と耕作者との間で話がまとまっていたというのはおかしいのではないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農地売買等事業を使うと通常の売買の時より、税金が軽減されます。受人はそういったメリットがあるのを知っているので3条申請するのにあたり中間管理事

	<p>業を使って取得しようと考えたのだと思います。農地売買等事業を使うのにも要件があり、全農地がこの事業を使えるわけではありませんが、条件が合えば利用できるということです。</p>
1 番委員	<p>一反当たりの売買金額を教えてください。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>申請地の売買金額は一反あたり△△△△△△円ということです。</p>
1 番委員	<p>中間管理事業の手数料はいくらですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の手数料は△△△△△△円ということです。</p>
議 長	<p>その他農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3 条の番号 2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第 3 条の番号 1、番号 2 の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>

議 長	<p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。</p> <p>番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9ページをご覧ください。番号1 受人 大字〇〇〇△△△△番地△ 〇〇〇〇 〇〇△△△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇△△△番△△、△△△番△ 畑 2筆 357㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 保育士 新設 1棟 91.91㎡ 2階建て 取得状況 平成30年12月17日 令和2年5月11日 相続 仮登記 有 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 仮登記権者の同意あり</p> <p>次ページをご覧ください。大字〇〇〇字〇〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。公図と配置図になります。</p> <p>受人は町内の借家に妻と2人で住んでいます。</p> <p>自己用住宅を検討していたところ、2人の勤務地に近い申請地があったため住宅建設を計画したとのこと。将来の事を考え、交通便が良く、静かな土地を探していたところ申請地を見つけたとのこと。</p> <p>上下水道は前の道路にある水道と下水道に接続するとのこと。建物は新築1棟2階建てで建築面積は91.91㎡の予定です。</p> <p>9ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。</p> <p>5条の規定による番号1を審議いたします。3番委員より補足説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>先日現地確認をしてきました。申請地は畑ですが以前は砂利を敷いてありました。申請にあたり是正され畑の状態になっておりました。問題はありませぬのでご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東見玉1番は欠席ですので意見は割愛させていただきます。</p>

	<p>その他推進委員の方から意見はありますか。ないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。5番委員</p>
5番委員	<p>渡人が2人おりますが、△△△番△△は〇〇さん所有農地で△△△番△が〇〇さんの所有農地ということでしょうか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>5番委員のおっしゃるとおりでございます。</p>
議長	<p>他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思えます。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2 受人 大字〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番△、△△△番△△ 畑 2筆 408㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 会社員 新設 1棟 87.26㎡ 2階建て 昭和62年8月14日 相続 仮登記 抵当権 無位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続です。</p> <p>12ページをご覧ください。大字〇〇字〇〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。公図と配置図になります。</p> <p>受人は〇〇地内にある実家に両親と同居しています。40代になり、実家から独立を考え住宅建設を計画したとのこと。申請地は、実家にも近い同じ〇〇地区であるため計画したとのこと。</p>

	<p>上下水道は東側の県道に水道が無いため、西側道路にある水道と側溝に接続するとのことです。建物は新築1棟2階建てで建築面積は87.26㎡の予定です。12ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>5条の規定による番号2を審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>先日現地確認をしてきました。特に問題はないと思いますのでご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員松久4番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 松久4番	<p>先日現地を確認してきました。特に問題はないと思いますのでご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他推進委員の方から意見はありますか。松久1番</p>
推進委員 松久1番	<p>申請地の〇〇〇△△△番△は、買わなくても県道に接道しているのでいいのではと思ったのですが、県道には出入りしないのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>申請人からは、県道からの出入りは交通量が多いので町道から出入りしたいという話を伺っております。</p>
議 長	<p>その他推進委員の方から意見はありますか。ないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。5番委員</p>

5 番委員	申請地の隣△△△番△は△△△番△が住宅を建てる時のために分筆してあるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	そのように伺っております。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。3 番委員
3 番委員	△△△番△の進入路が狭いと思いますが、その隣の△△△番△が売れたときはそこと合わせて進入路として使うのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	不動産会社に話を伺ったところ、△△△番△を買った相手にもよると思いますが 2 筆合わせて進入路として使っていただきたいと考えているようです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。2 番委員
2 番委員	申請地の〇〇△△△番△は町道に出るための道になっていますが、県道の方に出たい場合は出入りしても問題はないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	問題はありません。現在も配置図の物干しと書いてあるところに間仕切りがしてありますので県道に出たいときは出られるようです。

議 長	他に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。1 番委員
1 番委員	町道から申請地に引っ張る水道の件ですが、△△△番△は道路になるとのことですが、ここは町営水道になるのか、所有者の進入水路になるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	ここは私道になりますので、個人の土地になります。
1 番委員	そしたら町道から入ってすぐに水道のメーターボックスを設置してもよろしいということでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	おそらく水道課の方はメーターボックスより手前で漏水があれば町が直さなくてはならない可能性がありますのでなるべく西側の道路に寄せてほしいと言うと思われます。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、5 条の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>番号 3 受人 ○○○○○区○○○△丁目△番△△号 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△△番、△△△△番、△△△△番 田 1筆 畑 2筆 3,169㎡ 転用目的 リサイクル施設 権利内容 所有権 申請内容 非鉄金属卸業 新設 倉庫 1棟 523.67㎡ 事務所 1棟 32.4㎡ トイレ 1棟 9.93㎡ 平成 23 年 8 月 11 日 強制競売による売却 仮登記 抵当権 無 位置 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続です。</p> <p>14 ページをご覧ください。大字○○字○○○地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。公図と配置図になります。</p> <p>受人は○○都○○区に本社を置き、○○市内の事業所で非鉄金属を買い入れ、その後分別・加工したうえで出荷を行うリサイクル事業を行っています。</p> <p>○○市内の事業所が令和 4 年 6 月末をもって土地所有者へ返却することとなり、新たな事業所地を探していたところ、交通の便がよく既存施設と同規模の土地である申請地を見つけたとのことです。</p> <p>受人からは業績も安定し、今後益々会社を拡大進展していく意向である事から、自己保有地を確保して事業を行っていききたいとのことです。</p> <p>申請地では、○○市内で行っている事業をそのまま移転して行うことから同程度の敷地面積で、倉庫 1 棟と事務所、トイレを建設する予定とのことです。</p> <p>なお、本申請については全体敷地面積が雑種地を含め 4,122㎡となることから、埼玉県の開発許可が必要となることから同時に協議を進めているとのことです。</p> <p>上水道は以前の事業者名義のメーターがあり、この権利を取得し、下水道については、国道 254 号線にある集落排水の管に接続するとのことです。</p> <p>開発区域内の雨水等については、浸透貯留槽で宅内処理を行いオーバーフローのみ西の水路に放流するとのことです。</p> <p>これら内容の確認については、埼玉県の開発許可の前に事前に町の開発同意が必要になることからすでに協議を行い、町の同意は出ているとのことです。</p> <p>9 ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>5 条の規定による番号 3 を審議いたします。2 番委員より補足説明をお願いします。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>先日現地確認をしてきました。会社の事業内容が非鉄金属卸業ということであることを行っているのか分からないため現在の○○市にある会社へ代理人を通じて了承をもらい見学してきました。話を伺う中で疑問に思うことはありませんでしたので問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>

議 長	次に、推進委員大沢 3 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢 3 番	先日 2 番委員と〇〇市内の事業所へ見学してきました。行っていたことは電線の中の導線の被覆を取り出す作業でした。取り出す際には、機械を利用し取り出しておりましたが騒音も大きくはないですし異臭などはしませんでした。導線を取り出した後はそのまま利用できるとのことで焼却したりなどはしないそうです。排水路と貯水槽を見せてもらったのですが水が濁っているとかそういったことは見受けられませんでした。地元の同意を得ているようなので問題はないかと思えます。ご審議の程お願いいたします。
議 長	その他推進委員の方から意見はありますか。松久 1 番
推進委員 松久 1 番	以前この近くで住宅が何軒建つという話だったと思いますが、住宅の近くにこういった施設ができるになにか制限などはあるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	住宅が数軒建つという話は水道の圧が低いとのことでなくなりました。また、この事業を行うことに他に許可や制限があるかどうかですが、産廃の施設であれば様々な手続きが必要だと思われます。この事業については、建設環境課の開発担当が事業所を訪問し、産廃の施設ではないと確認しております。リサイクル施設とのことで規制や制限はないようです。
議 長	その他推進委員の方から意見はありますか。松久 2 番
推進委員 松久 2 番	先ほど事業内容は導線の被覆を取り出す作業とおっしゃいましたが他には何を扱っていますか。
事務局	扱っているものは鉄、アルミ、導線、真鍮、PC 線、雑線だそうです。

<p>推進委員 松久 2 番</p>	<p>このリサイクル施設は 24 時間行っているのですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申し訳ございません。そこまでは確認しておりませんでした。 (後日、24 時間営業ではないことを確認)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局は後で確認をしておいてください。</p>
<p></p>	<p>その他推進委員の方から意見はありますか。ないようですので次に移ります。</p>
<p></p>	<p>次に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。3 番委員</p>
<p>3 番委員</p>	<p>〇〇市内で行っている土地はどういう経緯で土地を返して美里で行うことになったのでしょうか。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>私たちが受人に聞いてきたのは、現在の土地を売ってもらえないとのことで、借地ではなく所有地で事業が行いたいとのことで今回の申請に至ったと聞いております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。5 番委員</p>
<p>5 番委員</p>	<p>取得状況ですが強制競売による売却とのことですがどういう意味なのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>これは現在の所有者が、前の所有者から農地を取得したときの事由です。前の</p>

	所有者が競売にかけられて取得したとのことです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。1 番委員
1 番委員	この施設の入出口は、国道からでしょうか。出入口や敷地に塀などはするのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	出入りは国道からするとのことです。また、この敷地は高さ 6 メートルの板のようなもので囲うとのことです。出入口はゲートを設置して施錠をするとのことです。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 3 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。
	続きまして、5 条の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。
	5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1、番号 2、番号 3 の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第 3 号議案 認定農業者の申請に係る意見について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

17 ページをご覧ください。

認定農業者の認定は、申請者が農業経営改善計画を作成し、町で受付後、農業経営改善支援センターにおいて審査したのち、農業委員会に意見を求めることとなっています。

農業経営改善計画の目標年次は5年後となっており、目標を立て改善計画を立てたとのことです。

まずは新規の3件になります。

番号1 ○○○ ○○○△△△番地 73歳 営農類型 稲作 計画の概要 水稻 200→230a 飼料用米 245→280a 飼料用イネ 108→130a 経営改善の方向の概要 主食用、飼料用米ともに経営農地の集積を継続して行い、併せて規模拡大を図りたい。自分自身まだまだ精力的に農業を行っていくつもりだが、早いうちから後継者問題について家族内で話し合いを行い、スムーズな承継ができるようにしたい。

番号2 ○○○ ○○○△△番地 78歳 営農類型 稲作 露地野菜 計画の概要 水稻 105→120a 飼料用米 92→110a ネギ 30→35a 経営改善の方向の概要 経営農地の集積を継続して行い、併せて規模拡大を図りたい。主食用米の需要減による値下げを鑑み、状況に応じて飼料用米への転用についても積極的に検討していきたい。

番号3 ○○○ ○○○△△△番地△ 57歳 営農類型 稲作 果樹類 計画の概要 水稻 132→160a 飼料用米 224→270a ブルーベリー 20→30a 経営改善の方向の概要 主食用、飼料用米ともに経営農地の集積を継続して行い、併せて規模拡大を図りたい。繁忙期になるとなかなか休みが取れない状況だが、作業の見直しを行い、定期休日を設けられるようにしていきたい。

次ページをご覧ください。更新の2件になります。

番号1 農事組合法人 ○○○○○ ○○○△△△番地 代表者年齢 84歳 営農類型 麦類作 計画の概要 小麦 80→90ha 経営改善の方向の概要 構成員ごとに品質にばらつきがあるため、作業工程や資材等の一元化を図るとともに、情報の共有や法人としての機械・施設の導入を行い、品質の向上・安定化を目指す。

番号2 有限会社○○○○○ ○○○△△△番地△ 代表者年齢 67歳 花き・花木 計画の概要 施設花き・花木(洋ラン) 35→35a 現在の施設規模を維持しつつ、品種の更新を目指す。また、情報収集等を積極的に行い、栽培技術

	<p>の向上を図り、品質向上を目指したいとのことです。 以上5件になります。</p> <p>議 長 次に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願い致します。ないようですので次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願い致します。</p> <p> 質問がないようですから、採決したいと思います。認定農業者の申請に係る意見について、意見なしと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p> (農業委員全員挙手)</p> <p> 賛成全員につき、意見なしと決定します。</p> <p> 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。</p>
会長代理	<p> 本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第11回の農業委員会総会を終了します。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月25日

議 長

署名委員

署名委員